

社会福祉法人善隣福祉会定款

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第 2 種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（ロ）放課後児童健全育成事業の経営

（名称）

第 2 条 この法人は、社会福祉法人善隣福祉会という。

（経営の原則等）

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第 4 条 この法人の事務所を熊本県人吉市瓦屋町 1106 番地に置く。

第 2 章 評議員

（評議員の定数）

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、3 名以上で構成し、うち 1 名以上は外部委員とする。

3 評議員選任・解任委員会の委員は、理事会で選任する。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 8 条 評議員は無報酬とする。ただし、費用弁償分は報酬に含めない。

第 3 章 評議員会

（構成）

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

(役員の選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

- 第 21 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、費用弁償分は報酬に含めない。

（職員）

- 第 22 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

（構成）

- 第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

- 第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1109 番地 7、1106 番地所在の鉄骨造セメント瓦葺式階建 善隣保育園園舎 主たる建物 一棟（面積 400.18 平方メートル）、鉄骨造セメント瓦葺参階建 善隣保育園 園舎 附属建物符号 1 一棟（面積 521.43 平方メートル）、1106 番地先所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建 善隣保育園 園舎 附属建物符号 2 一棟（面積 36.67 平方メートル）

(2) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1109 番地 7 所在の善隣保育園 敷地（面積 807.15 平方メートル）

(3) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1106 番地所在の木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・スレート葺式階建 善隣保育園 体育館 一棟（面積 265.68 平方メートル）

(4) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1106 番地 善隣保育園 敷地（面積 2547.78 平方メートル）

(5) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1104 番 善隣保育園 敷地（面積 420.75 平方メートル）

(6) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1104 番 2 善隣保育園 敷地（面積 31.70 平方メートル）

(7) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1105 番 善隣保育園 敷地（面積 422.74 平方メートル）

(8) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1116 番 3 善隣保育園 敷地（面積 495.41 平方メートル）

(9) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1104 番 3 善隣保育園 敷地（面積 5.67 平方メートル）

(10) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1125 番 16 善隣保育園 敷地（面積 56.10 平方メートル）

ル

(11) 熊本県人吉市瓦屋町字戸亀 1106 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺高床式平屋建 善隣保育園 屋内固定遊具置場 (面積 75.74 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、人吉市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、人吉市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 解散

(解散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、人吉市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を人吉市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

（公告の方法）

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人善隣福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	岡田 清一
理 事	菅原 泉
〃	岡本 大蔵
〃	加登住 ナミ
〃	岡田 民子
監 事	内村 徳次
〃	橋口 正美

2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

3 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人善隣福祉会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人善隣福祉会（以下「法人」という。）定款第40条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事会

(議決事項)

第2条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画・予算
- (2) 予算外の新たな義務負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告・決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長の任免、その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 評議員選任の同意
- (9) 金銭の借入
- (10) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (11) 施設用財産に関する契約（「250万円以上の工事又は製造の請負契約」及び「160万円以上の物品買入に係る契約」）、その他重要な契約
- (12) 寄付金の募集に関する事項
- (13) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (14) 新たな事業の経営又は受託
- (15) 理事長個人と利益相反する行為となる事項、及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (16) その他、法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 法人定款第24条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第4条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第6条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第7条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第3章 監事

(監査の実施)

第8条 法人定款第32条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第9条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するものとする。

第4章 役員の選任

(選任手続き)

第10条 理事長は、役員の任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。

3 理事長は、評議員会の同意を得た上で、選任された役員に対し委嘱状を交付するものと

する。

4 委嘱状を交付された役員は、14日以内に就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第11条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第12条 役員の欠員補充については、第10条の規定を準用する。

(役員名簿)

第13条 理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第5章 評議員会

(評議員会の権限)

第14条 評議員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算に関すること
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関すること
- (3) 事業報告、決算に関すること
- (4) 定款の変更に関すること
- (5) 基本財産の処分に関すること
- (6) 理事選任の同意及び監事選任に関すること
- (7) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定に関すること
- (8) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(評議員会の招集)

第15条 理事長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第16条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第17条 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第18条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

(評議員の選任)

第19条 理事長は、評議員の任期満了直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、理事会の同意を得た上で、選任された評議員に対し委嘱状を交付するものとする。

3 委嘱状を交付された評議員は、14日以内に就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第20条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第21条 評議員の欠員補充については、第19条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第22条 理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておくなければならない。

第6章 事務の専決

(事務の専決)

第23条 理事長又は施設長が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。

(専決の報告)

第24条 理事長又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(変更等)

第25条 この細則を変更しようとするときは、評議員会の同意を得て、理事会の議決を得なければならない。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

<別表 1>

I 理事長専決事項

- 1 職員（施設長及び臨時職員を除く）の任免に関する事。
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 3 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの
- 4 工事又は製造の請負については、100 万円以上 250 万円未満の契約、食料品・物品等の買入については 100 万円以上 160 万円未満の契約を締結すること
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない 1 件 160 万円未満のもの
- 6 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が 1 件 500 万円未満のものの処分に関するもの
- 7 予算上の予備費の支出
- 8 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 9 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
- 10 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 11 職員の昇給・昇格に関する事
- 12 各種証明書の交付に関する事
- 13 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）

II 施設長専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5 臨時職員の任免に関する事
- 6 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事
- 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された 1 件の予算執行額が 100 万円未満の契約に関する事
- 8 収入（寄附金を除く）事務に関する事
- 9 利用者の預かり金の管理に関する事
- 10 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項に限る）
- 11 その他定例又は軽易な事項